

平成18年（2006年）紀北町第4回臨時会会議録

第 1 号

平成18年11月10日（金曜日）

招集年月日 平成18年11月10日（金）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成18年11月10日（金）

応招議員

1 番	平野倅規	2 番	中村吉之
3 番	東 清剛	4 番	世古勝彦
5 番	濱田耕輝	6 番	井土清二
7 番	平野隆久	8 番	尾上壽一
9 番	山中剛司	10番	橋本雄固
11番	永田安彦	12番	浅川 研
13番	濱田武次	14番	中村健之
15番	川端龍雄	16番	松永征也
18番	近澤チヅル	20番	東 澄代
21番	中本 衛	22番	垣内 勇
23番	東 寿子	24番	中津畑正量
25番	塩崎悦万	26番	西岡利平
27番	北村博司	28番	野呂健博
29番	岩見雅夫	30番	島本昌幸
31番	谷 節夫		

不応招議員

17番	家崎春季	19番	東 恒雄
-----	------	-----	------

地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮沢清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	広瀬栄紀
建 設 課 長	中原幹夫	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	上村晴彦	教 育 委 員 長	喜多 健
教育課副参事	世古雅則		

職務のため出席者

事務局長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記	総務課長補佐	工門利弘

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第92号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業（沖防波堤、臨港道路）工事請負契約の締結について
- 第 6 報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）

会議録署名議員

20番	東 澄代	21番	中本 衛
-----	------	-----	------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

議長

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員数は29名であります。定足数に達しております。

なお、17番 家崎春季君と、19番 東恒雄君より欠席との届け出を受けておりますので、ご報告いたします。

これより平成18年第4回紀北町議会臨時会を開催いたします。

議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでございますのでご了承ください。

それでは、議事日程を朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に

20番 東 澄代君

21番 中本 衛君

のご両名を指名いたします。

日程第2

議長

次に日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日とすることに決定しました。

日程第3

議長

次に日程第3 諸般の報告をいたします。

本臨時会の運営につきましては、去る11月7日に議会運営委員会を開催し、協議をしていただきました。

まず、本臨時会において受理した案件は、長の提出案件であります議案第92号と報告第6号の2件でありますのでご了承ください。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査について、平成18年度普通会計の8月分と平成18年度水道事業会計の8月分について、監査委員より報告を受けております。報告書については、議会図書室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、あらかじめ出席を求めましたところ、町長以下教育委員長、そのほか関係課長等の出席がありましたので報告いたします。

次に、三重県市町村職員退職手当組合議会議員についてであります。平成18年10月5日に開催されました三重県町村議会議長会の理事会において、組合議会議員として5名の選出がなされました。その中で、3名については会長である浅野玉城町議会議長と、副会長の三宅東員町議会議長と、同じく副会長の大和谷明和町議会議長が選出され、残りの2名については、地域別に配属するということで矢田菰野町議会議長と紀北町議会議長の私が選出され、11月1日付けで当選証書を受けております。任期につきましては、平成18年11月1日から平成20年10月31日までの2年間ということですが、議員の任期満了に伴いまして、11月30日をもって自動的に失職することとなりますので、初議会において新たに就任されます議長がその在任期間を受け継ぐことになっております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

議長

次に日程第4 行政報告につき、町長から申し出がありましたので、これを許可することといたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さっそくですが、本議会臨時会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

近畿自動車道紀勢線は平成18年度に入り、建設計画にあわせて当町管内でも一部用地等の承諾が得られたことから、本格的な工事に着手される運びとなりまして、今月の26日には海山区便ノ山地区におきまして、仮称紀伊長島インターチェンジから尾鷲北インターチェンジまでの新直轄区間の起工式が執り行われます。

これによりまして、いよいよ建設工事の槌音が聞こえて参りますが、起工式を迎えるまでの間、関係各位におきましては、並々ならぬご支援、ご尽力をいただきましたことに心より感謝申し上げます。

当町といたしましては、今後も高速道路の整備を順調に進めていただけるよう積極的に協力して参りたいと思っておりますので、議員の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上で、行政報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終わります。

続きまして、議案の審議に入ります。

日程第5

議長

日程第5 議案第92号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業（沖防波堤、臨港道路）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案者より提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

本議会臨時会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第92号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業（沖防波堤、臨港道路）工事請負契約の締結についてであります。平成18年10月30日に入札執行いたしましたこの工事につきましては、

予定価格が5,000万円以上でありますので、「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条により、議会の議決を求めるものであります。

契約につきましては、指名競争入札で実施し、契約金額は5,134万5,000円、契約の相手方は紀伊長島区東長島33番地110 株式会社大橋組 代表取締役 大橋宏毅であります。

この議案の詳細につきましては、お手元の資料に基づき担当に説明致させます。

何とぞ、慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

続きまして、議案の内容説明を求めます。

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

おはようございます。議案第92号につきましてご説明させていただきます。

議案第92号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業（沖防波堤、臨港道路）工事請負契約の締結について、次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。記、1 契約の目的 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業（沖防波堤、臨港道路）工事、2 契約の方法 指名競争入札、3 契約の金額 5,134万5,000円、4 契約の相手方 北牟婁郡紀北町紀伊長島区東長島33番地110 株式会社大橋組 代表取締役 大橋宏毅、平成18年11月10日提出、紀北町長 奥山始郎、提案理由 「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるため。

次に2ページをご覧くださいと思います。工事費につきましては、請負額が5,134万5,000円でございます。その内訳としまして、工事価格が4,890万円、消費税が244万5,000円であります。本工事は沖防波堤、臨港道路の工事を実施するものであり、沖防波堤につきましては、海野浦漁港沖防波堤に消波ブロックを布設し、港内への波の影響を改善しようとするものであります。工事の概要といたしましては、基礎捨石工として捨石慣らし942㎡、被覆ブロック製作233個、被覆ブロック据付283個と19年度の仮置分として10個、消波ブロックを134個を布設しようとするものであります。また、臨港道路につきましては、大型輸送車両の通行を容易に行うために昨年度に引き続きまして施工しようとするものであります。工事の概要といたしましては、道路工事延長が92.5m、幅員が5mでございます。道路土工の内訳としましては、路体盛土工が20㎡、路床盛土工が130㎡、舗装工ではアスファルト舗装工が592㎡で表層工が5cmでございます。擁壁工では重力式擁壁工が延長35m、コンクリートブロック積工が延長30.9m、面積130㎡を施工しようとするものであります。

また、工期につきましては、本議会議決に日から平成19年3月23日までの134日間であります。次に3ページが位置図となっております。4ページは沖防波堤の平面図でございます。赤色の部分が今年度施工しようとするものであります。それから、5ページ資料4は沖防波堤断面図となっております。次に資料5が臨港道路の平面図でございます。なお、臨港道路につきましては、今年度事業をもって完了いたします。7ページは臨港道路の断面図となっております。今回5,134万5,000円の工事請負契約の締結についてご承認していただきたく議案を上程するものでございます。何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長

以上で議案に対する提案理由並びに内容説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

18番 近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

今回の5,134万5,000円の契約で町内で22社のA、Bランクの方が出て93.4%の予定価格に対しての率ということでしたが、今までですと10社くらいが22社になって、大分競争が激しくなってきた経費が節約できる面があるのかと思いますが、1位と2位の差が45万円ということで1%の差ですが、これだけ精査されたという結果なのかどうかということと、堤防と道路が別々の工事のような感じもありますが、同時にしたことで5,000万円になってしまった部分があると思うのですが、これは別々の工事でもあえて一緒に1つの工事にしたのかどうか。どういう効果があって2つの工事を1つの工事にしたのかどうか。お尋ねいたします。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

近澤議員のご質問にお答えいたします。まず、1点目の競争の関係でございますが、1%ということ計算されていると思いますが、これは業者が競争された結果だと私は考えております。

それから、2点目のなぜ分割にして工事を入札しなかったかというところでございますが、分割と合札と十分検討させていただきまして、合札にすると非常に経費が安くなるということで、町といたしましては、合札で工事を発注したわけでございます。以上でございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

29番 岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

指名競争入札ということですが、この工事は過年度分がありますし、さらに翌年度の分も予定されているのですけれども、この指名入札に参加されている各社はですね、過年度分の時と同じ業者なのかどうか、その点どうですか。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

今回はですね、合併しました紀北町、長島とですね、海山の双方のAとBのクラス、双方の両町の業者が入ってございます。以上です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

議長

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(発言する者なし)

議長

討論なしと認めます。

以上で討論を打ち切り採決をいたします。

お諮りします。

日程第5 議案第92号 海野浦漁港地域水産物供給基盤整備事業（沖防波堤、臨港道路）工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

次に日程第6 報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）を議題といたします。本件についての報告並びに内容説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

議案第92号につきまして、ご可決賜り誠にありがとうございました。

続きまして、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）ですが、平成18年8月29日午前9時頃、海山区上里地内 町道ニノ場3号線大森橋付近の路上において、海山総合支所環境管理課所属の臨時清掃作業員が資源ごみ収集車を運転中に前方からまっすぐに近づいてきた車があり、減速してこれを避けようとしたしましたが、相手方の不注意もあり避けきれず正面衝突となり、相手方の車のバンパーが損傷いたしました。

その後、10月6日に過失割合を町側3割、損害賠償額を4万3,500円として示談が成立し、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりまして議会に報告しようとするものであります。

今後は、職員等の交通安全に関する研修をより一層充実させ、事故が発生しないよう努めて参りたいと考えております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

以上で報告並びに内容説明を終わります。

それでは、質疑のある方は許可いたします。

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

過失割合が3・7ということですが、正面衝突したというのはよくわからないのですが、2つの車が離合できないような幅員なのか。幅員はどれだけですか。それと、減速していたということは路側に寄っていたのだと思いますが、路側からのそれぞれの車の距離はどれだけですか。つまり言い換えれば、路側とどんだけ空いていたか。双方の車の。ちょっとご説明いただきたいと思います。

議長

山本環境管理課長。

山本善久環境管理課長

お答えいたします。まず、町道の幅員でございますけれども、3.7mから約4 mほどでございます。また、路側からの距離でございますけれども、幅員といたしまして、今、申し上げましたような幅員でございますので、実際には計測はいたしておりませんけれども、50cmから1 m程度ではなかったかと思われます。また、避けることができなかったというご質問でございますけれども、当方の車両につきましてはですね、近づいてくるのを確認いたしまして、ブレーキを踏んで減速したと。路肩に寄ったのでございますけれども、相手方の方は不注意でございまして、そのまま正面衝突になったということでございます。事故の報告によりますとですね、当方の車は全く停車したというわけではございませんけれども、スピードはゆっくりと。相手方は10km程度だというふうに報告されております。以上です。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

27番。3.7から4 mあってですね、50cmから1 m程度しか残らないくらい路側に寄っていたということですが、それでなんでぶつかるんですか。車幅はそれぞれどれだけあるんですかね。軽自動車なのか、普通車なのか。ぶつかるというのはちょっと合点がいきませんがね。4 m近く道幅があつて、それぞれ残りが50cm、つまり普通ですと、路側帯のあれは多分50cmだろうと思うのですが、道路分一杯に寄っていたということになりますが、路肩にね。それで何でぶつかるんですか。ちょっと合点がいきませんが。相手の車はどれだけ寄っていたのですか。路側まで。

議長

山本環境管理課長。

山本善久環境管理課長

お答えいたします。先ほど、申し上げましたように当方の車は確認いたしまして、路側によりましたけれども、相手方の方が不注意でございまして、そのまま直進したということでございます。以上です。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

お答えいただいておりますので。相手の車が路肩から残りがどんだけあつたかということを知っているのか。真ん中を走ってきたという意味ですか。それだったら、3割こちら側が負担する理由はないと思いますがね。よくわかりませんがね。

議長

山本環境管理課長。

山本善久環境管理課長

お答えいたします。相手方ですね車両が路肩からどれほどであったかということは事故の報告には載っておりませんが、先ほど申し上げましたように、幅員がですね、3.7から4 m ということでございまして、十分対向できる幅員ではなかったかと思われまして。それとまた先ほど申し上げましたように、相手方の不注意でですね、直進された。ただ、当方の車もですね、全く停止をしていたということではございませんので、過失割合が30%発生したということでございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

16番 松永征也君。

16番 松永征也議員

新町になってですね、交通事故はですね、何件発生したのかお聞きしたいと思うのですけれども。交通事故を起こすということはですね、住民に対しても大変な迷惑にもなるわけなので、

議長

この件に関しての質疑ではないのですか。この件に関して質疑をお願いします。

16番 松永征也議員

再発防止を町長が取るということでありました。具体的にどのような再発防止を取られるのかお聞きしたいと思います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

各課長をはじめですね、私が課長に指示を出してですね、より慎重に交通事故を起こさないようにという心構え、それと法令を遵守するという点で注意を促したいと思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(発言する者なし)

議長

質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これをもって専決処分の報告についてを終了します。

議長

以上で本臨時会に付議された案件はすべて終了しました。

会議を閉じます。

それではこれにて、平成18年第4回紀北町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さんでした。

(午前 9時 55分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年11月30日

紀北町議会議員 川端龍雄

紀北町議会議員 東 澄代

紀北町議会議員 中本 衛